

建設業退職金共済加入履行証明書について

◎「加入・履行証明願」は 2 枚 ご提出ください。

大分県 HP 経営事項審査関係用紙より一括ダウンロード

もしくは大分県建設業協会 HP より証明願のみダウンロード可

会社印は不要になりましたが、会社名・住所・代表者名は必ず記入してください。

◎申請に必要な主な書類（建設業退職金共済制度事務処理の手引き（赤本）をご参照下さい）

提出頂いた書類は返却できません。原本は会社に保管の上、コピーをご提出ください。

1 加入・履行証明願 2枚

2 「共済証紙受払簿」 ※令和 6 年度から様式が変更されています 建退共HPからダウンロードできます

※証紙と電子を併用して積立をされている場合は証紙分のみ記帳して下さい

3 「共済手帳受払簿」 ※令和 6 年度から様式が変更されています 建退共HPからダウンロードできます

※退職者でも決算期間一年間に少しでも在籍していた方はすべてご記入下さい

※勤怠管理者氏名（自署）を必ずお願いいたします。（入力禁止）

4 発行手数料 200円分定額小為替証書（ゆうちょ銀行）

5 切手を貼付した返信用封筒 住所・会社名を記載して下さい

6 下請へ交付した受領書コピー（一年間で一番大きい工事一件分）

※元受からもらったものや、下請交付がない場合は提出不要です

◎その他、必要に応じて 1 ～ 6 以外の書類（共済手帳・工事別共済手帳受払簿・出勤簿コピー等）を提出していただく場合がございますので、常に整備をしておいてください。

令和 4 年度より履行証明の発行基準が改正され①手帳の適正更新②退職給付拠出額等の総額が被共済者の就労日数に見合う額であること、元受については加えて③公共工事の「工事別共済証紙受払簿」の整備④下請へ適正な証紙交付又は掛金の充当が行われていることが履行証明の基準になりました。

就労日数の確認のため共済手帳の更新のない方（掛金納付対象日の少ない方）については出勤簿のコピーを提出いただいておりますが、令和 6 年度改正の新しい受払簿の様式から掛金納付対象日を確認できるようになりましたので、新様式をダウンロードしてご使用下さいますようお願いいたします。

◎証明書発行には 1 週間程度お時間を頂いております。余裕をもってご提出願います

◎履行が適正に行われていない・必要事項が記載されていない・添付書類が整っていないなどの書類の不備により発行ができない場合がありますので、つねに共済契約の履行に努めてください

〒870-0046 大分市荷揚町 4 - 2 8

建 退 共 大 分 県 支 部

TEL 097-536-4800 FAX 097-534-5828